

- 1 工 事 名 青森市立西中学校屋内運動場改築工事(令和4年第2回定例会議決)
 <工 期> 令和4年7月5日から令和6年1月31日まで
 <相手方> 佐々木・相互特定建設工事共同企業体
 代表者 株式会社 佐々木建設工業 代表取締役 佐々木 広輝
 (青森市青柳一丁目16番93号)

【工事概要】

工事場所 : 青森市大字浪館字志田36番地
 構造・規模 : 校舎 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 : 7,874.29㎡
 (令和2年度完成)
 屋内運動場 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建 延床面積 : 1,511.35㎡
 渡り廊下 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 : 81.00㎡

- 2 変更内容
 令和5年9月5日に相手方から鉄骨材料の納期遅延による工期延長の協議請求があり、その協議の結果、3ヶ月の工期延長及び工期延長に伴う施工に必要な費用について変更契約を締結したものである。

3 変更工期及び変更予算額

事項	内容	理由	処理
①	当初契約 781,000,000 円		R4.5.2 仮契約 R4.6.29 議決 R4.7.4 本契約
②	金額変更 783,992,000 円 [当初との比較] 増 2,992,000 円 (0.38%)	特例措置の適用による労務単価の変更	R5.2.6 専決処分 R5 第1回定例会報告
③	工期変更 変更前R4.7.5~R5.10.25 変更後R4.7.5~R6.1.31 金額変更 792,341,000 円 [前回との比較] 増 8,349,000 円 [当初との比較] 増 11,341,000 円 (1.45%)	鉄骨材料の納期遅延による工期延長及び施工に必要な費用の変更	R5.10月常任委員協議会報告 R5.10月20日 専決処分



工事状況 (令和5年9月29日撮影)

4 変更契約日

令和5年10月24日

●青森市工事請負契約標準約款 第19条(設計図書の変更)

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

●発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン(第5版)

5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適切な工期の確保
 (建設業法第19条第2項、第19条の3、第19条の5)

- (1) 原材料費等の高騰や納期遅延が発生している状況においては、取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負代金及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用することが必要
 (2) 発注者が受注者との協議や変更契約に応じない場合は「不当に低い請負代金の禁止」(建設業法第19条の3)や「著しく短い工期」(建設業法第19条の5)に違反するおそれ

●地方自治法第180条第1項

第一百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

●地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定について(抄)平成17年4月14日指定

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分にするものとする。

- 一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分が議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの